

訪問販売特約

第1条（本特約の適用範囲及び本規約との関係）

1. この特約（以下「本特約」という）は、加盟店が訪問販売（特定商取引法に関する法律第2条第1項に定める訪問販売をいう。以下同じ。）の方法により販売等を行う商品等の代金に関して株式会社ジャックス（以下「JACCS」という）が提供するクレジット制度の取扱いに適用されます。
2. 本特約は、JACCS が別途定めるクレジット加盟店規約（以下「本規約」という）の特約です。前項に定める適用範囲に関し、本規約と本特約とで異なる定めがある場合には、本特約が本規約に優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本規約の定めが適用されるものとします。
3. 本特約に定義のない語句で本規約で定義された語句は、本特約においても本規約で定義された意義を有するものとします。

第2条（勧誘状況の調査）

JACCS は、本規約第9条第1項に従って行う審査に際して、加盟店又はその代理店による、商品等の販売等の契約に係る勧誘状況の調査を顧客に対して行うものとし、加盟店は当該調査につき協力を行うものとします。

第3条（勧誘状況調査とクレジット契約の締結）

1. 前条の調査の結果、加盟店又はその代理店に以下の事由があるときには、JACCS は、顧客によるクレジット契約の申込みを承諾しないものとします。
 - ① 商品等の種類、性能、品質、効能若しくは効果、用途、必要数量その他の商品等に関する事項、代金額、商品の引渡時期、引渡場所その他商品等の販売等の契約に関する事項若しくはクレジット代金額、支払時期、支払方法その他のクレジット契約に関する事項について、顧客に対し、虚偽の事実を告知し又は告知したおそれがあるとき。
 - ② 前号に掲げる事項について、顧客に対し、故意に重要事項を告知せず又は告知しなかったおそれがあるとき。
 - ③ 第1号に掲げる事項であって将来における変動が不確実な事実につき、顧客に対し、断定的な判断を提供し又は提供したおそれがあるとき。
 - ④ 前各号に掲げる場合を除き、顧客から加盟店又はその代理店による商品等の販売等又はこれに係るクレジット契約の申込みに係る勧誘に関し苦情の申し出があったとき。
2. 以下の事由がある場合には、前項の規定は適用しないものとします。
 - ① 前項第1号の事由がある場合であって、顧客が、告知された事実が真実であるとの誤認をしなかったことが明らかであるとき。
 - ② 前項第2号の事由がある場合であって、顧客が、告知されなかった事実が存在しないとの誤認をしなかったことが明らかであるとき。
 - ③ 前項第3号の事由がある場合であって、顧客が、提供された事項について確実であるとの誤認をしなかったことが明らかであるとき。

第4条（クーリングオフ発生時の措置）

1. 加盟店又は JACCS は、顧客から原因契約又はクレジット契約の申込の撤回又はこれらの契約の解除（クーリングオフ）の意思表示を受けた場合、その旨を直ちに他方当事者に連絡するものとします。
2. 前項の意思表示がなされた場合、JACCS は、本規約第 20 条第 4 号に基づいて、加盟店に対する立替払を拒絶できるものとし、既に JACCS から加盟店に対して精算金の支払が為されているときは、本規約第 21 条に従って返金対象立替金としての取扱いを行うものとします。
3. 顧客からのクーリングオフの申込みが多発している場合には、JACCS は、加盟店に対し、加盟店又はその代理店の販売等に関する契約の勧誘に関し、質問をし、報告若しくは説明を求め又は資料の提出を求めることができるものとします。また、必要に応じて、その勧誘の方法又は態様に関し改善を求めることができるものとします。

第5条（過量販売又は不実告知等に係る申込みの撤回等が発生したときの措置）

1. 加盟店又は JACCS は、顧客から次の各号のいずれかに該当することを原因とする原因契約又はクレジット契約の申込の撤回若しくは取消し又はこれらの契約の解除の意思表示を受けた場合、その旨を直ちに他方当事者に連絡するものとします。
 - ① 日常生活において通常必要とされる分量、回数又は期間を著しく超える商品等の販売等を内容とする原因契約又はクレジット契約であること。
 - ② 加盟店が、当該原因契約又はクレジット契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該契約に係る商品等と同種の商品等の分量、回数又は期間がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること、又は既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した原因契約又はクレジット契約であること。
 - ③ 原因契約又はクレジット契約の締結について勧誘をするに際し、又は原因契約若しくはクレジット契約の申込みの撤回若しくは取消し若しくは解除を妨げるため、加盟店が不実のことを告げる行為を行ったことにより、顧客が当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって顧客が原因契約又はクレジット契約を締結した場合。
 - ④ 原因契約又はクレジット契約の締結について勧誘をするに際し、又は原因契約若しくはクレジット契約の申込みの撤回若しくは取消し若しくは解除を妨げるため、加盟店が故意に事実を告げない行為を行ったことにより、顧客が当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって顧客が原因契約又はクレジット契約を締結した場合。
2. 前項の意思表示がなされた場合、JACCS は、本規約第 20 条第 4 号に基づいて、当該加盟店に対する立替払を拒絶できるものとし、既に JACCS から加盟店に対して精算金の支払が為されているときは、本規約第 21 条に従って返金対象立替金としての取扱いを行うものとします。但し、加盟店が、前項の連絡を JACCS から受けた日から 20 日以内に解除又は取り消しの原因となる事実が存在しないことの合理的な根拠を示す資料を JACCS に提供した場合は、加盟店、JACCS 間で解決方法を別途協議するものとします。

以上